

## 清掃業務仕様書

本仕様書は、清掃業務にあたって「横浜バイオ産業センター」（以下「本施設」とする。）内の共用部日常清掃及び共用部定期清掃を主たる任務とする。受託者は、良好な衛生環境の維持と建材の保全に努め、労働安全衛生規則やその他の関係法規を遵守した万全な安全対策を講じ、以下に定める作業基準に基づき業務を遂行するものとする。

### 1. 業務履行場所

名 称：横浜バイオ産業センター  
所在地：神奈川県横浜市鶴見区末広町一丁目 6 番地  
(北部第二水再生センター水処理施設上部)  
対象範囲を「清掃業務範囲」（図 1）に示す。

### 2. 業務形態

- (1) 清掃業務の実施にあたっては、「清掃業務仕様基準表」（付表 1）に基づき、清掃責任者 1 名及び清掃作業員を適正に配置する。
- (2) 日常清掃業務は原則として、土日祝祭日、年末年始（12月29日から1月3日）等、公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団の定める休日を除いた毎日 8：00～16：00 の間に実施する。
- (3) 定期清掃は、原則として土日祝祭日の適切な時間帯に実施する。使用する用具については、都度、持込みとする。
- (4) 窓ガラス清掃は、原則として平日の適切な時間帯に実施する。施工方法は、「ブランコ工法」または「乗出し工法」を前提とし、使用する用具については、都度、持込みとする。但し、屋上の立ち上り壁（パラペット）に器具を固定する際には、建築物等（避雷針の固定金具等）の破損防止対策をおこなうこと。  
また、破損した場合には修繕費を負担すること。

### 3. 業務範囲・内容

業務範囲及び内容については、「清掃業務仕様基準表」（付表 1）記載のとおりとする。また、日常清掃の作業手順等を「日常清掃作業手順表」（付表 2）に示す。これは、業務の効率化や作業レベルの向上が見込まれる場合、もしくは甲からの申し出があった場合には、双方協議の上、内容の変更を可能とする。

### 4. 管理体制

- (1) 作業要員の配置等
  - ① 受託者は、清掃作業員の氏名及び履歴書を委託担当者に届けるものとする。
  - ② 清掃作業員は統一された作業着（名札）を着用し、受託者の従業員であることを明確にする。また、常に清潔に保ち言語動作に気をつけ、他人に不快の念を抱かせぬようとする。
  - ③ 受託者は、本施設内において清掃業務上必要な書類以外の書類及び資料に関して、閲覧、複写等の一切の謀報行為を禁ずる。

(2) 報告・連絡・調整事項

- ① 受託者は、清掃作業実施計画書等を事前に委託担当者に提出しその承認を受ける。
- ② 受託者は、トラブル・クレーム等が発生した場合又は業務遂行上重大な問題が生じたときは、委託者に速報するとともに事後文書で報告する。
- ③ 受託者は、以下の書類を作成し、適宜業務の完了を報告するものとする。
  - ・ 日常清掃業務に関する日報
  - ・ 定期清掃、窓ガラス清掃業務に関する作業報告書
- ④ 作業の実施に当たっては、他の施設管理各部門と相互に連絡及び協調して、業務を円滑に遂行するよう努める。
- ⑤ 受託者は、建物・機械・什器等に破損箇所及び異常を発見した場合は、直ちに施設管理担当部門に連絡を行なう。

(3) その他

- ① 受託者は、作業に直接使用する機械機器及び材料等以外の物品を本施設内に搬入しない。
- ② 作業中は、建物・機械・什器等に損傷を与えないよう十分注意を払う。
- ③ 作業に当たっては、危険防止に努め、安全対策に万全を期す。
- ④ 作業に当たっては、盜難・火災に留意し、作業終了の際は窓・扉等の施錠及び火の元を確認し、不要な照明は消灯する。
- ⑤ 作業に当たっては、電気及び水道の節約に努める。
- ⑥ 受託者は、木原財団の用意した衛生消耗品等について適正に使用し、使用記録をつけるとともに節約に努める。
- ⑦ 本仕様に定めのない業務または対応が発生した場合、受託者は委託者と協議のうえ積極的に事象の解決に努める。

## 5. 諸経費の負担区分

業務の遂行に係る経費の負担区分は、次のとおりとする。

(1) 委託者負担

- ① 作業上必要な作業員控室（5 m<sup>2</sup>、簡易ロッカー、机、椅子あり）
- ② 作業に必要な水道光熱費
- ③ 衛生消耗品類
  - （トイレットペーパー、トイレ用水石鹼、リフレッシュルーム用水きりネット、リフレッシュルーム用固形石鹼、トイレ用・リフレッシュルーム用台拭き、エレベーター・風除室・生活廃棄物倉庫用消臭剤・手指消毒剤）

(2) 受託者負担

- ① 従業員に要する諸経費
- ② 業務に必要な控室備品類（書類保管庫等、5 m<sup>2</sup>の部屋に入るもの）
- ③ 清掃業務に必要な資機材・消耗品類
- ④ 業務中に受託者のかしより設備を破損等した場合の修繕費等
- ⑤ その他（1）に含まれない一切の諸経費

以上

## 横浜バイオ産業センター 清掃業務範囲 (図 1)

